

付注 3-2 地域住民の受益と負担の計測方法について

1. 受益の計測方法

地域住民が受けた行政サービスからの「受益」を数量化することは困難であるが、ここでは、国と地方公共団体が行う政府活動によって各地域にもたらされる財政支出額とした。

受益の計測にあたっては、受益を①国の直接支出、②国から地方への財政移転、③地方公共団体純支出の3つに大別した上で、それぞれを別個に推計した。

それぞれの計算方法は以下の通りである。

(国の直接支出)

国の直接支出(上記①)は、地域別の支出額が明らかになっていないことから、一定の基準を設定し、それに基づき一般会計全体の目的別決算額を地域別に配分する。特別会計についても、一般会計から特別会計に対する繰り入れがなされていることから、これをもって国の支出に計上されているとみなす。一般会計を経由せずに直接特別会計の歳入に受け入れている税(原油等関税、電源開発促進税、揮発油税)を有する特別会計については、同税に対応する支出分(同税見合い額)を計上する。

その際、防衛関係費や国家機関費など基本的に地域別配分には適さない支出(以下、「国の支出A」とする)と、受益の地域別帰着先が比較的明確で地域別配分に適する支出(以下、「国の支出B」とする)に区分する。なお、国債費については、当該年度に直接得た受益とは異なり、過去の財政支出により得た受益の再掲と考えられるため、除外して取り扱うこととする。

国の支出Aは、全国どこにいても同一の受益を受けているものとみなして、人口の地域別構成比により全国値を配分する。国の支出Bは、目的別支出の全国値を最も関連する指標をメルクマールにして、地域別に配分する。こうして求められた国の支出総額(国の支出A+国の支出B)から、後述する国から地方への財政移転分(上記②)を地域別に控除して、国の直接支出分が算出される。

(国から地方への財政移転)

国から地方への財政移転(上記②)として、実際に国から交付され、地方公共団体が歳入として計上されている地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金の金額を計上する。これらは、どの地域にどの程度移転が行われたかが、地方財政統計により明確に把握することができる。

(地方公共団体純支出)

地方公共団体純支出(上記③)は、都道府県と市町村の普通会計歳出決算額の合計から、国から地方への財政移転(上記②)を控除する他、都道府県支出金、各種交付金など地方公共団体間で移転される項目や、公債費、前年度繰上充用金といった過去における財政支出計上分、積立金、貸付金などの将来的な取崩しや回収を前提とする項目を控除して算出する。

2. 負担の計測方法

地域住民が行政サービスを得るために支出する「負担」については、基本的には、税及び使用料・手数料に限定することとした。

負担の計測にあたっては、負担を①国税、②地方税及び使用料・手数料の2つに大別した上で、それぞれ別個に推計した。それぞれの計算方法は、以下の通りである。

(国税)

国税(上記①)は、国の歳入決算額を法人税、消費税などの税目毎に、一定の基準を設定し、それに基づき、地域別に配分する。地域別配分については、各都道府県に所在する税務署における国税徴収金額により捕捉する考え方もあるが、これは地域住民が実際に負担している金額とは言い難い面がある。例えば、消費税は、基本的な納税義務者である企業の本店又は主たる事務所の所在地にある税務署に納付されるが、実際に負担しているのは、消費を行う全国各地に居住する住民である。したがって、関連するデータによ

る一定の基準を設定し、これに基づき税目別の全国合計額を地域別に配分することとした。また、交通反則者納金（特別会計分）は、国税ではないものの、受益に、交通安全対策特別交付金を計上したため、これに対応する項目として国税に含めて計上する。なお、公債金は、現在ではなく、将来の負担によるものであるため、除外して取り扱うこととした。

その際、家計が負担する部分（国税A）と一時的に企業が負担する部分（国税B）に区分する。国税Aについては、課税対象に関連する項目の地域別構成比により按分する。国税Bについては、製品価格に転嫁され最終的に購買者が負担するものとして、民間消費支出の地域別構成比により按分する。法人税については、便宜的に、株主が1/2、消費者が1/2負担するものとして算出する。

（地方税及び使用料・手数料）

地方税は、通常、当該地域に居住する住民等により支払われるものであり、基本的に都道府県別の地方税（都道府県税、市町村税）歳入決算額を「負担」として取り扱う。ただし、法人住民税、法人事業税については、法人税（国税）同様に本店等が当該地域に所在する法人に課せられるものであり、同税と同じ基準により地域別配分を行う。また、利子割住民税についても、同様の趣旨から、源泉所得税利子分（国税）と同じ基準により地域別に配分する。また、地域住民が実際に負担している使用料・手数料も含める。

3. 地域の対象

データの制約や分析の精度等を勘案し、「都道府県」とする。

4. 対象期間

1980年度、1985年度、1990年度、1995年度、1998年度 の5時点

	(除外費目)			
受益	国の直接支出	国から地方への 財政移転	地方純支出	国債費、 公債費、その他
負担	国 税	地方税及び 使用料・手数料	国債（公債金） 地方債、その他	

（参考文献）

- 佐野修久（2000）『地域の財政依存構造』日本政策投資銀行地域政策研究センター「地域政策研究」2000-No.3
 林 宜嗣（1997）「地方新時代を創る税・財政システム」

受益の地域別割合基準

支出内訳(目的別)	配分基準	出所
国支出		
国家機関費	b. 人口	住民基本台帳人口要覧
防衛関係費	a. 国有提供施設所在市町村助成交付金+特定防衛施設周辺交付金 残余 - b. 人口	地方財政統計年報 住民基本台帳人口要覧
国土保全及び国土開発費	a. 普通建設事業費負担金+委託金(普通建設事業) 残余 - b. 人口	地方財政統計年報 住民基本台帳人口要覧
産業経済費		
農林水産業費	b. 県内総生産(農林水産業)	県民経済計算年報
商工鉱業費	b. 県内総生産(鉱業+製造業+卸売・小売業)	県民経済計算年報
運輸通信費	b. 県内総生産(運輸・通信業)	県民経済計算年報
その他	b. 県内総生産(産業)	県民経済計算年報
教育文化費		
学校教育費	a. 国庫支出金(義務教育費負担金) 残余 - b. 幼稚園児数+小中学校生徒数+高等学校生徒数+短大・大学学生数	地方財政統計年報 学校基本調査報告
その他	b. 人口	住民基本台帳人口要覧
社会保障関係費		
社会保険費	1/2 - b. 人口 1/2 - b. 65歳以上人口	住民基本台帳人口要覧 国勢調査報告
生活保護費	b. 国庫支出金(生活保護費負担金)	地方財政統計年報
社会福祉費	a. 国庫支出金(児童保護費負担金+老人保護費負担金) 残余 - b. 14歳以下人口+65歳以上人口	地方財政統計年報 国勢調査報告
住宅対策費	b. 住宅総数	住宅総数調査報告
失業対策費	a. 国庫支出金(失業対策事業費支出金) 残余 - b. 新規求職申込件数	地方財政統計年報 労働市場年報
保健衛生費	a. 国庫支出金(結核医療費負担金+精神衛生費負担金) 残余 - b. 人口	地方財政統計年報 住民基本台帳人口要覧
恩給費	b. 65歳以上人口	国勢調査報告
災害対策費	a. 国庫支出金(災害復旧事業費負担金+委託費(災害復旧事業)) 残余 - b. 災害復旧事業費(国直轄事業負担金)	地方財政統計年報 地方財政統計年報
その他(除く国債費)	b. 人口	住民基本台帳人口要覧
特別会計支出	a. 交通安全対策特別交付金+国庫支出金(産炭地域振興臨時交付金+電源立地促進対策等交付金) 残余 - b. 人口	地方財政統計年報 住民基本台帳人口要覧
国から地方への財政移転		
国から地方への財政移転	a. 地方譲与税+地方交付税+国庫支出金+交通安全対策特別交付金+国有提供施設等所在市町村助成交付金	地方財政統計年報
地方公共団体純支出		
地方公共団体純支出	地方公共団体歳出額(都道府県+市町村)から、以下の項目を控除 1. 国から地方への財政移転 2. 地方公共団体間の資金移動 利子割交付金+地方消費税交付金+ゴルフ場利用税交付金+特別地方消費税交付金+自動車取得税交付金+軽油引取税交付金+都道府県支出金+特別区財政調整交付金・納付金+分担金・負担金(地方公共団体間) 3. 過去の財政支出計上分、将来的な取崩し・回収を前提とする項目等 公債費+積立金+投資及びひ出資金+貸付金+前年度繰上充用金	地方財政統計年報

注) a. は基準項目の実額控除、b. は基準項目に基づく按分により、都道府県別に配分したことを示す。

負担の地域別配分基準

支出内訳(目的別)	配分基準	出所
国税		
所得税(源泉分)	利子所得等+配当所得+上場株式等の譲渡所得等: 利子・配当受取(県民所得-財産所得(家計)) その他: 賃金・俸給(県民所得-雇用者所得)	県民経済計算年報 県民経済計算年報
所得税(申告分)	個人企業(県民所得-企業所得)	県民経済計算年報
法人税、法人特別税	1/2 - 民間最終消費支出 1/2 - 配当受取(県民所得-財産所得(家計))	県民経済計算年報 県民経済計算年報
消費税	民間最終消費支出	県民経済計算年報
揮発油税、地方道路税	1/2 - 民間最終消費支出 1/2 - 燃料小売業年間販売額	県民経済計算年報 商業統計表
相続税	相続別対価額	国税庁統計年報
酒税	1/2 - 酒小売業年間販売額 1/2 - 燃料小売業年間販売額	県民経済計算年報 商業統計表
自動車重量税	1/2 - 民間最終消費支出 1/2 - 自動車保有台数	県民経済計算年報 日本の自動車工業
関税、原油等関税、とん税、特別とん税	民間最終消費支出	県民経済計算年報
たばこ税	市町村たばこ税+県民たばこ税	地方財政統計年報
石油ガス税、石油税	1/2 - 民間最終消費支出 1/2 - 燃料小売業年間販売額	県民経済計算年報 商業統計表
取引所税、有価証券取引税	配当受取(県民所得-財産所得(家計))	県民経済計算年報
電源開発促進税	1/2 - 民間最終消費支出 1/2 - 使用電力量	県民経済計算年報 電気事業便覧
地価税	固定資産税(土地)	地方財政統計年報
その他	民間最終消費支出	県民経済計算年報
国庫収入	県内総支出	県民経済計算年報
交通反則者納金	1/2 - 自動車保有台数 1/2 - 交通事故件数	日本の自動車工業 交通統計
地方税、使用料・手数料		
法人関係税	都道府県民税(法人均等割+法人税割)+市町村民税(法人均等割+法人税割)+道府県民税(法人事業税) 1/2 - 民間最終消費支出 1/2 - 配当受取(県民所得-財産所得(家計))	県民経済計算年報 県民経済計算年報
都道府県民税(利子割)	利子・配当受取(県民所得-財産所得(家計))	県民経済計算年報
その他	地方税歳入額(都道府県+市町村)	地方財政統計年報
使用料・手数料	使用料+手数料(都道府県+市町村)	地方財政統計年報

■ 付注